

山の都アリーナ利用料金

■全面利用

曜日	料率		本番 100%		準備・片付 30%		リハーサル 50%	
	時間							
平日	午前	9時～12時	11,760	(7,120)	3,520	(2,130)	5,880	(3,560)
	午後	13時～17時	17,710	(10,580)	5,310	(3,170)	8,850	(5,290)
	夜間	18時～22時	23,640	(14,140)	7,090	(4,240)	11,820	(7,070)
	全日	9時～22時	47,830	(28,720)	14,340	(8,610)	23,910	(14,360)
土日 ・ 祝祭日	午前	9時～12時	14,680	(8,850)	4,400	(2,650)	7,340	(4,420)
	午後	13時～17時	22,130	(13,270)	6,630	(3,980)	11,060	(6,630)
	夜間	18時～22時	29,590	(17,710)	8,870	(5,310)	14,790	(8,850)
	全日	9時～22時	59,830	(35,850)	17,940	(10,750)	29,910	(17,920)

※ホワイエ、前室を含んだ料金です。

※（ ）内は、特別使用料です。

■部分利用

時間帯	種目 区別	バスケット	バドミントン	卓球	ソフトバレー
		バレーボール	テニス		
午前 9時～12時	一般	2,160	1,080	530	バドミントン 又は バレーボール の使用料です
	特別	1,290	640	310	
午後 13時～17時	一般	2,910	1,390	750	
	特別	1,720	860	430	
夜間 18時～22時	一般	3,450	1,720	860	
	特別	2,040	1,080	530	
全日 9時～22時	一般	7,660	3,770	1,940	
	特別	4,530	2,370	1,180	

■控室

時間帯	控室 1 10名	控室 2 12名
午前 9時～12時	430	530
午後 13時～17時	640	860
夜間 18時～22時	960	1,080
全日 9時～22時	1,830	2,260

※各種目 1 台および 1 面の料金です。

※山の都アリーナで暖房又は冷房を利用する場合の利用料金は、1 時間につき 3,770 円

※特別使用について

- 特別使用とは以下の目的を持ち、入場料金その他これに類するものを徴収しない場合に適用されます。
 - (ア) 市内の体育協会等がおこなう社会体育活動であって、市民を対象とするもの
 - (イ) 市内の文化協会等がおこなう社会教育活動であって、市民を対象とするもの
 - (ウ) 市内に所在する小中学校、及び高等学校等がおこなう学校の行事であって、児童等を対象とするもの
 - (エ) 市内に所在する社会福祉法人又は社会福祉に関する事業を主たる目的とする団体がおこなう社会福祉に関する事業であって、教育委員会が適当と認めたもの
- リハーサルに利用する場合の利用料金は、専用利用に係る利用料金の 100 分の 50 に相当する額とし、準備等に利用する場合の利用料金は、専用利用に係る利用料金の 100 分の 30 に相当する額とします。

■ 入場料・会費等を徴収する場合

曜日	料率		千円未満	2千円未満	3千円未満	5千円未満	7千円未満	7千円以上
	時間		110%	120%	130%	150%	170%	200%
平日	午前	9時～12時	12,930	14,110	15,280	17,640	19,990	23,520
	午後	13時～17時	19,480	21,250	23,020	26,560	30,100	35,420
	夜間	18時～22時	26,000	28,360	30,730	35,460	40,180	47,280
	全日	9時～22時	52,610	57,390	62,170	71,740	81,310	95,660
土日 ・ 祝祭日	午前	9時～12時	16,140	17,610	19,080	22,020	24,950	29,360
	午後	13時～17時	24,340	26,550	28,760	33,190	37,620	44,260
	夜間	18時～22時	32,540	35,500	38,460	44,380	50,300	59,180
	全日	9時～22時	65,810	71,790	77,770	89,740	101,710	119,660

1. 入場料金その他これに類するものを徴収する場合の利用料金は、利用料金の額に、右に掲げる割合を乗じて得た額を加算します。なお、入場料金とその他これに類するものに段階があるときは、最高額を基準とします。

2. 商品の宣伝、展示即売等を目的として利用する場合の利用料金は、利用料金の額に 100 分の 40 を乗じて得た額を加算します。

3. リハーサルに利用する場合の利用料金は、利用料金の 100 分の 50 に相当する額とし、準備等に利用する場合の利用料金は、専用利用に係る利用料金の 100 分の 30 に相当する額とします。

4. 開場時間から専用利用に係る利用料金とします。

入場料金その他これに類するもの	割合
1,000円未満	100分の10
1,000円以上2,000円未満	100分の20
2,000円以上3,000円未満	100分の30
3,000円以上5,000円未満	100分の50
5,000円以上7,000円未満	100分の70
7,000円以上	100分の100